

令和 7 年度第 1 回福生市地域福祉推進委員会会議要録

日時	令和 7 年 6 月 2 日(月) 午後 1 時 30 分 ～ 午後 2 時 35 分
場所	もくせい会館 3 階 301・302 会議室
委員 出席者	田中 愛誠（会長）、吉野 通正、渡邊 彩、白石 良、笹本 みゆき、大河内 公夫、柿崎 ひとみ、高橋 和子、杉本 芳江、小川 肇、川口 修、三井田 章、大戸 規彰、川口 貴枝、萬沢 明（副会長）、小川 恵子、濱中 供子、半澤 比呂美、高山 浩之
事務局 出席者	田村福祉保健部長、峯尾社会福祉課長、高山障害福祉課長、神田介護福祉課長、井上福祉総務係長、金子福祉総務係主査、安東福祉総務係担当、大橋福祉総務係担当、大久保福祉総務係担当、菱沼障害福祉係長、三田相談支援係長、小村高齢者支援係長、村社高齢者支援係主査、澤井介護保険係長

[当日配付資料]

- ・資料 1 令和 7 年度福生市地域福祉推進委員会委員名簿
- ・資料 2 福生市地域福祉推進委員会（事務局）名簿
- ・資料 3 福生市地域福祉推進委員会条例
- ・資料 4 第 6 期福生市地域福祉計画の変遷からみられる第 7 期計画策定のポイント
- ・資料 5 福生市地域福祉推進委員会スケジュール（予定）
- ・資料 6 福生市における「社会福祉法人地域協議会」について
- ・資料 7 福生市社会福祉法人地域協議会設置要綱

1 開会

事務局： 定刻となりましたので、ただいまから令和 7 年度第 1 回福生市地域福祉推進委員会を開会します。

本日は、（波多野委員、田村委員、北島委員）が御都合により欠席をされる旨、事前に御連絡いただきました。また、加藤市長におかれましては急な公務のため、福島副市長が代理で委嘱状の交付、諮問を執り行わせていただきます。

2 委嘱状の交付

～ 委嘱状の交付 ～

3 市長挨拶

～ 市長に代わり副市長から挨拶 ～

4 各委員自己紹介、事務局等紹介

～ 各委員の自己紹介、事務局の紹介 ～

5 会長の選出

事務局：冒頭に申し上げましたが、改選後初めての委員会のため、正・副会長が不在となっております。会長、副会長につきましては、当委員会条例で委員の互選により定めることとなっております。

まず初めに、会長から選出をしたいと思います。委員の皆様から御意見等がございましたら、ぜひ御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員：会議を進行していただくということで、学識経験者の田中委員を推薦したいと思います。

事務局：ただいま、会長に田中委員を推薦したいとの御発言がありましたが、いかがでしょうか。他に御発言等はございますでしょうか。

よろしければ、拍手をもって御承認いただきたいと思います。

～ 拍手多数（異議なし） ～

事務局：御承認の拍手をいただきましたので、本委員会の会長は田中委員ということで決定させていただきます。

それでは、会長に選出されました田中会長より御挨拶を一言お願いしたいと思います。

会長：皆様どうもありがとうございます。会長として尽力していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど、福島副市長からもございましたとおり、ここから第7期福生市地域福祉計画を策定するというので、引き続き御就任をされる15名の皆様、新たに委員になられた私を含めた7名の皆様が1つになって、チームで計画を作っていくという気持ちで、議論を進めさせていただきたいと思います。至らぬところが多々あるかと思いますが、どうぞ御指導、御鞭撻のほど引き続きよろしくお願いいたします。

事務局：田中会長ありがとうございました。

6 副会長の選出

事務局：続きまして、副会長の選出に移らせていただきます。副会長の選出について、委員の皆様から御意見等がございましたら、ぜひ御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員：副会長には、長年当委員会では会長を務めていただいた萬沢委員にお願いしてはと思いますが、いかがでしょうか。

～ 拍手多数（異議なし） ～

事務局：拍手をもって御承認いただきましたので、萬沢委員に副会長をお願いしたいと思います。それでは、萬沢副会長より一言御挨拶をいただきたいと思います。

副会長：会長の進行を補佐する形で、副会長を頑張りたいと思いますのでよろしくお願いいた

します。

7 「第7期福生市地域福祉計画」の策定について（諮問）

事務局： 福生市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」でございまして、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する、福祉分野の「上位計画」に位置づけられるものでございます。

福生市におきましては、本計画の計画期間を5か年としており、現行の「第6期福生市地域福祉計画」の計画期間が令和7年度で終了することに伴いまして、令和8年度からを計画期間とする「第7期福生市地域福祉計画」の策定を進めてまいります。「第7期福生市地域福祉計画」の策定につきましては、後ほどの議題の中でも御説明申し上げます。

本計画の策定に当たりまして、地域福祉推進に必要な事項に関する調査、審議を担っていただいております福生市地域福祉推進委員会にて、御意見をいただきたいことから、本日、諮問をさせていただきます。

それでは、福島副市長から田中会長へ「第7期福生市地域福祉計画の策定について」の諮問をさせていただきます。福島副市長と田中会長は、会長席の前まで御移動をお願いいたします。

～ 諮問書の手交 ～

事務局： ありがとうございます。

ここで、大変恐縮ではございますが、他の公務の都合により、福島副市長はここで退席をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

8 議題

（1） 地域福祉推進委員会について

会 長： 議題（1）「地域福祉推進委員会について」、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題（1）「地域福祉推進委員会について」の説明をさせていただきます。

はじめに、お配りしております資料の3「福生市地域福祉推進委員会条例」を御覧ください。本委員会でございますが、こちらの条例の規定に基づき設置がされておりまして、第1条でございますように、市民の福祉向上と地域福祉を推進することを目的としております。

委員会の所掌事務、いわゆる役割といたしましては「地域福祉推進に必要な事項について調査審議し、その結果を市長に報告する」と規定されています。具体的には福祉に係る各個別計画の進捗状況を把握し、点検や評価を行うことにより、推進のための方策について提言することや、計画の策定・見直しの際、市長の諮問に基づき、その内容について御審議をいただき、答申として御意見をいただくものでございます。

委員につきましては資料の1のとおり、各分野から22人の委員に委嘱をし組織されて

おり、任期は3年以内となっております。

会長及び副会長でございますが、「委員の互選によって定める」という規定に基づき、先ほどお決めいただいたところでございます。

会議につきましては、会長が招集をいたしまして会議の議長となるところでございます。また、委員の半数以上が出席しなければ会議は開くことはできず、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合には会長が決するという形を取っております。最後に、こちらの委員会の庶務は、私ども福祉保健部社会福祉課で行わせていただきます。

説明は以上でございます。

会 長： ただいまの説明について、御意見、御質問等あればお願いします。

それでは、御意見、御質問等はないという形で進めさせていただきます。

(2) 地域福祉計画の策定について

会 長： 議題（2）「地域福祉計画の策定について」、事務局より説明をお願いします。

事務局： 議題（2）「地域福祉計画の策定」について御説明いたします。

A 3判の資料4、「第6期福生市地域福祉計画の変遷からみられる第7期計画策定のポイント」を御覧ください。

先ほど、諮問の際にも説明させていただきましたが、福生市の福祉分野の上位計画であります、第6期福生市地域福祉計画の計画期間が令和7年度で終了するため、令和8年度からの第7期計画の策定に向けて、概要を説明させていただきます。

この資料は、現行の第6期(令和3～7年度)計画期間中における地域福祉計画に関わる市や国等の動向を踏まえ、引き続き重要な視点や、第7期計画策定に向けた視点、ポイントなどをまとめ、新計画の構成・骨子(案)をお示ししたものとなっております。

まず、左上の「既計画(第6期)の構成」部分は、現行の計画の内容をお示ししております。この現行の計画に対し、左から2列目、「引き続き重要な視点」の欄に、計画策定に当たっての基本的事項として3点丸印で示しております。

1点目が、社会福祉法第107条で定められております、市町村の地域福祉計画に盛り込むべき事項として記載の5つの事項が掲げられています。

2点目といたしまして、福生市総合計画との関係ですが、現計画でも示されており、市の最上位計画であります『福生市総合計画』で掲げるまちの姿「人を育み 夢を育む 未来につながるまち ふっさ」の実現のために、まちづくりの五つの行動指針を踏まえた、福祉分野の「上位計画」として整合を図ってまいります。なお、今年度、新たに第5期総合計画の後期基本計画が策定されました。この中で地域福祉分野に関連する内容は、表の2段目「市の動向・方針」の右側に示しております。

3点目、福祉分野の上位計画として、『福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画』『福生市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画』『福生市こども計画』『健康増進計画【健康ふっさ21】』『福生市自殺対策総合計画』など、他の福祉分野の個別計画との整合を図るほか、福生市社会福祉協議会が策定しています「福生市地域福祉活動計画」とも相互に連携を図ってまいります。

これらの基本的事項を基に計画策定を進めるに当たっては、前回の計画策定以降の国や市の動向を考慮する必要がございます。資料の下欄に「市の動向・方針」「地域福祉計画に関わる国等の動向」に新たに計画に関連する事項を記載しております。

主なものといたしまして、令和３年４月施行の地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律では、「区市町村における包括的な支援体制構築のための支援」を位置づけ、地域の複雑化・複合化する支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「重層的支援体制整備事業」の枠組みが創設されました。

また、「孤独・孤立対策推進法」に基づく取組の推進や、地域におけるひきこもり支援が拡充されているほか、「こども基本法」に基づく「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組や、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」による認知症に対する理解の促進が求められております。

これらを踏まえまして、表の右側に、次期計画策定に当たっての視点と、次期計画の構成案をお示ししております。

構成のうち、第１章から第３章までは、左側の現行計画の構成を引き継ぎ、計画策定の趣旨や、地域福祉を取り巻く現状と課題、計画の基本理念などの基本的な考え方を示します。これらの内容と、計画の推進体制を「総論」と位置付け、大きな骨組みとし、これまで「基本計画」として位置づけていた部分を、「新計画視点」にございます「本計画に包含する計画」に基づいて整理を行いました。

今回から新たに包含することとした「福生市重層的支援体制整備事業実施計画」は、令和６年度の本委員会において報告をさせていただきましたが、本市において重層的支援体制整備事業を実施するための計画です。この事業は福生市における地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制の構築を目指すものであることから、各論Ⅰと位置付け、これまで地域福祉計画において定めていた基本計画とは別立てて記載することを想定しています。

これまでの基本計画は「各論Ⅱ 基本施策」として、３つの基本目標による柱立てを踏襲しながら、これまでの取組状況や新たな視点を踏まえ見直しを行ってまいります。現時点での案は御覧いただいているとおりで、重層的支援体制整備事業実施計画のほかに包含する「福生市成年後見制度利用促進基本計画」「福生市再犯防止推進計画」「福生市バリアフリー推進計画」の３つの計画は、基本目標２の中に柱立てる方向で検討しております。

なお、人権尊重といった基本的な市民の理解に対する取組は基本目標１に位置付け、権利擁護のネットワーク等といった体制強化に係る取組を基本目標２に位置付ける方向で検討しております。

そのほか、「新計画策定の視点」には昨年度の本委員会において御審議いただいた点や、計画の進捗管理方法について示しており、また、昨年度、市民及び福祉関連事業所に対して行った基礎調査の結果も踏まえながら、次期計画について検討してまいります。

資料についての説明は以上となりますが、本日は計画策定に当たっての基礎的資料と御理解いただければと存じます。

今後、より詳細な計画の内容となる基本施策の柱立ての案につきましては、これまで

の調査結果や今後の方向性から現状と課題の整理を行い、改めて本委員会にて提案させていただき、御審議をお願いする予定でございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

会 長： ただいまの説明について、御意見、御質問等あればお願いします。

こちらは現時点での案ということで、詳細な骨組みについては今後進めていく形になるかと思います。私から1つ確認ですが、第7期の計画においては、新たに福生市重層的支援体制整備事業実施計画と、バリアフリー推進計画を一体として策定するという形で、よろしいでしょうか。

事務局： 計画の中に、一緒に盛り込むような形で策定をしていく予定でございます。

会 長： 新たに2つの計画を組み込むということで、確認が取れました。

他に御意見、御質問等はございますか。無ければ、議事を進めさせていただきたいと思います。

(3) 今期（令和7年度～令和9年度）委員会のスケジュールについて

会 長： 議題（3）「今期（令和7年度～令和9年度）委員会のスケジュールについて」、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、私の方から、御説明させていただきます。資料5をお願いいたします。

こちらは、今期、令和7年度から令和9年度の委員会のスケジュール予定となっております。

今期の主な内容としまして、令和7年度では、先ほど諮問させていただきました、第7期福生市地域福祉計画の策定に係る御審議・答申をいただく予定でございます。また、福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第10期）と福生市障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画を、令和8年度に策定いたしますが、その策定に向け、今年度実施いたします、高齢者・障害者生活実態調査の内容について御審議いただく予定でございます。

令和8年度では、福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第10期）と福生市障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の策定について、市長から諮問させていただき、策定に係る御審議・答申をいただく予定でございます。

それでは、年度ごとのスケジュールについて、資料に沿いまして、説明させていただきます。

まずは、令和7年度でございますが、計6回の開催を予定しております。本日が第1回となりまして、先ほど第7期福生市地域福祉計画の策定について諮問をさせていただきました。7月に第2回を開催させていただき、第6期福生市地域福祉計画、第4期福生市バリアフリー推進計画、福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画、福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）に関わる、令和6年度の進捗状況の報告をさせていただきます。8月に第3回を開催し、議題を2点挙げさせていただきます。1点目は、第7期福生市地域福祉計画の骨子についてでございますが、計画の骨子案をお示しさせていただき、その内容について、皆様に御審議をしていただ

きたいと考えております。2点目は、10月に実施を予定しております、高齢者・障害者生活実態調査についての実施内容についての説明を行い、皆さまに御審議をしていただきたいと考えております。この調査でございますが、法律等により定めがあり、福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画と福生市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画は、3年に1度改訂していくこととされております。現行の両計画に基づき、現在もさまざまな福祉サービスが展開されておりますが、高齢者・障害者の方の生活実態の現状を調査で把握した上で、より良い次期計画の改定につなげていくため、実施するものでございます。9月に第4回を開催し、第7期福生市地域福祉計画の素案の審議をしていただく予定でございます。10月に第5回を開催し、第7期福生市地域福祉計画の答申（案）の最終審議ののち、市長への答申を行っていただけたらと考えております。なお、前回の計画改定までは、11月ごろに中間答申を行い、年明け1月下旬から2月ごろに答申を行っていただいておりますが、今回の計画改定より、この10月のタイミングで答申を行っていただき、答申を踏まえた第7期福生市地域福祉計画（案）をもって、12月のパブリックコメントを実施したいと考えております。2月に、第6回を開催させていただき、パブリックコメントの結果報告を行います。パブリックコメントを踏まえた最終的な計画（案）をお示しし、御意見をいただく予定でございます。また、高齢者・障害者生活実態調査の結果報告を行います。第6回でいただいた御意見を踏まえ、最終調整を行い、3月に第7期福生市地域福祉計画を策定したいと考えております。

続きまして、令和8年度でございますが、計6回の開催を予定しております。6月に、市長から、高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第10期）と障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の策定について諮問をさせていただきます。7月には令和7年度と同様に、各計画の令和7年度の進捗状況の報告をさせていただきます。以降、8月から10月にかけて、高齢者、障害者の各計画の策定に係る審議等で3回開催させていただき、10月の第5回の際には、答申（案）の最終審議ののち、市長への答申を行っていただけたらと考えております。その後、答申を踏まえた計画（案）をもって、12月にパブリックコメントを実施する予定でございます。2月に、第6回を開催させていただき、パブリックコメントの結果報告を行います。パブリックコメントを踏まえた最終的な計画（案）をお示しし、御意見をいただく予定でございます。第6回でいただいた御意見を踏まえ、最終調整を行い、3月に高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第10期）と障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画を策定したいと考えております。

最後に、令和9年度の予定でございますが、現時点では1回の開催を予定しております。7月に令和7年度、令和8年度と同様に、各計画の令和8年度進捗状況の報告を行います。

資料5の裏面を御覧ください。3年間で皆様に関わっていただく内容を図に表したのになります。今期の該当箇所は、令和7年度から令和9年度の太枠、グレーの部分でございます。参考までに御確認いただきたいと思います。

ただいま御説明させていただいた内容は予定でございますので、審議の状況等により、実施時期や委員会の開催回数などは変わることもあるかと思いますが、おおむねこのよ

うなスケジュールで進めさせていただく旨、御承知置きいただきたいと存じます。
説明は以上でございます。

会 長： ただいま今期のスケジュールについて御説明がありましたが、昨年度の会議は3回でしたので、今年度と来年度は格段に会議の回数が増える予定です。その分、御審議いただく内容も、地域福祉計画以外のさまざまな計画にも皆様の御意見、御力添えをいただく形となっております。皆様、大変御多忙かと思いますが、ぜひ万障繰り合わせいただきまして、御参席いただければと思います。

何か御意見、御質問等あればお願いします。

特に無いようですので、議題は以上となります。他に何か御意見や御質問等はございますか。

それでは、議事を終了させていただきまして、事務局のほうにお返しいたします。

9 その他

(1) 社会福祉法人地域協議会について

事務局： (1)「社会福祉法人地域協議会について」事務局より説明いたします。

事務局： 社会福祉法人地域協議会について説明させていただきます。継続して委員に御就任いただきました皆様には、以前に説明をさせていただいておりますが、委員の改選がございましたので、改めて簡単に御説明申し上げます。

資料の6を御覧ください。平成29年に社会福祉法の改正が行われまして、社会福祉法人が大きく利益を生み出した際に、事業継続に必要な財産(控除対象財産)を除き、再投下可能な財産(「社会福祉充実残額」)を明確化するとともに、使い道について「社会福祉充実計画」を策定し、事業を実施することとされました。

社会福祉法人において、社会福祉充実残額の使い道について、無料または低額で福祉サービス(地域公益事業)を行うため、先ほど申し上げました「社会福祉充実計画」を策定する際に、各地域に設置された協議会からの意見を聞くことがルール化されております。この協議会の委員について、福生市地域福祉協議会委員会の皆様に委員を兼ねていただく御了承をいただき、平成30年4月1日付けで「福生市社会福祉法人地域協議会設置要綱」を制定し、福生市地域福祉推進委員会委員をもって充てる旨を規定させていただきました。

これによりまして、先ほど2種類の委嘱状を交付させていただいたものでございます。

資料6に、今説明いたしました概要を図にあらわしたイメージを、また、資料7として地域福祉協議会設置要綱の条文をお配りしておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

会議につきましては必要に応じて開催することとなりますが、現在、福生市が管轄いたします社会福祉法人が5つございまして、各法人から開催の要望はありませんので、本年度につきましては開催の予定はございません。

説明は以上でございます。

事務局： ただいまの説明について、何か御意見、御質問等あればお願いします。
無いようでしたら、事務局より別途２点、御案内させていただきます。

事務局： ①委員報酬について説明

②次回委員会の開催日時について

(令和７年７月７日（月）午後１時３０分から・会場：もくせい会館 301・302 会議室)

事務局： ただいまの御説明について、御意見、御質問等がありますか。
それでは、特に無いようですので、その他については以上とさせていただきます。

10 閉会

事務局： 以上をもちまして、第１回福生市地域福祉推進委員会を終了します。

(午後２時 35 分 閉会)